

「戦争」法案の閣議決定に対する抗議声明

安倍内閣は、5月14日臨時閣議を開催し、「平和安全法制整備法」と「国際平和支援法」の2法案を閣議決定し、15日に国会に提出を行うことを決定した。

「平和安全法制整備法」は既存の海外派兵法制と有事法制を10本まとめて改定するものである。

その内容は、集団的自衛権の法制化をはじめとして自衛隊海外任務の拡大などで、米国など他国が武力攻撃を受けた場合の事態対処法や周辺事態法、PKO法の拡大、更には任務の追加として他国軍隊防護や邦人救出などがあり、他国での武器の使用なども含まれている。

また、「国際平和支援法」は、これまでアフガン戦争やイラク戦争でそれぞれ「テロ特措法」や「イラク特措法」という個別の時限立法で対応したものを恒久法とするものである。政府が国際平和共同対処事態だと認定すれば、自衛隊が海外に出て、他国の軍隊に協力支援活動の名目で武器弾薬の提供などを可能とするものである。

これらの2法案はともに「平和」という文字を含んでいるもののまやかしに過ぎず、真の内容は「戦争」法案であることは間違いない。

日本は、前の戦争の反省の下に平和憲法を作り上げ、平和憲法の下で70年間、戦争を起こさず、国際貢献を行ってきた。

しかし、安倍内閣は、昨年7月の集団的自衛権の行使を閣議決定し、4月には日米防衛協力の見直しを行い、更には、戦争法案を国会へ提出することを決定した。

憲法の下で行われなければならない安全保障や防衛に関する政策を閣議決定で行うことは、憲法改正の手続きを行わずに憲法を変更するに等しい蛮行であり、国民の主権を侵害し、民主主義を破壊するものである。

国鉄労働組合は、綱領で戦争に反対し、アジアと世界の平和を目指して闘うことを掲げた労働組合であり、多くの労働者・労働組合、国民とともに平和を守る闘いを続けてきた。

我々は、これら立憲主義を根本から無視した、憲法違反の行為を断じて許すわけにはいかない。

国鉄労働組合東海本部は、日本と世界の平和を破壊する「戦争」法案の国会提出に対して断固抗議し、「戦争」法案に反対するとともに即時撤回を強く求めるものである。

2015年5月14日
国鉄労働組合東海本部